



令和4年12月1日
航空局航空戦略室

航空脱炭素化推進基本方針の策定について ～空のカーボンニュートラルを目指して～

本年6月10日に公布された「航空法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、関係者が一丸となって、航空のカーボンニュートラルを目指すため、航空の脱炭素化の推進に関する基本方針（航空脱炭素化推進基本方針）を策定しました。

第208回国会において成立し、令和4年6月10日に公布された航空法等の一部を改正する法律（令和4年法律第62号）が本日12月1日に施行されました。

これにより、国土交通大臣が、航空における脱炭素化の基本的な方向性を示す「航空脱炭素化推進基本方針」を定め、各エアラインや各空港が主体的・計画的に脱炭素化の取組を進めることができるようにするための制度的枠組みが導入されます。

当該基本方針では、我が国としての今後の航空の脱炭素化の意義及び目標や、政府及び関係者が構すべき措置を盛り込んでおり、それに基づき各エアラインや各空港が脱炭素化推進計画を作成することとしております。

これらを通じて、航空の脱炭素化が円滑に進むよう、関係者とも密に連携し力強く取り組んでまいります。

【別紙】

航空脱炭素化推進基本方針（概要）

航空脱炭素化推進基本方針（本文）

問い合わせ先

<全般的事項・航空機運航分野に関する事項>

航空局航空戦略室

TEL:03-5253-8111(内線 49402・49419・48171)

FAX:03-5253-1656

蒲谷・眞田・渡邊

直通:03-5253-8722

<空港分野に関する事項>

航空局航空ネットワーク部空港計画課

TEL:03-5253-8111(内線 49202・49238・49226)

FAX: 03-5253-1656

鈴木・前田・谷田

直通:03-5253-8717

航空局航空ネットワーク部空港技術課

TEL:03-5253-8111(内線 49502・49254)

FAX: 03-5253-1656

山岸・木村

直通:03-5253-8726